

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和7年1月10日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア イオンリテール株式会社

イ 株式会社ワークマン

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン一関ショッピングセンター 一関市狐禅寺字石ノ瀬95番地1ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の収容台数

イ 駐輪場の収容台数

ウ 荷さばき施設の位置

エ 廃棄物等の保管施設の位置

オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(4) 変更する年月日 令和7年8月21日

(5) 変更の理由 店舗棟新設に伴う店舗運営計画の見直しのため

2 届出年月日 令和6年12月20日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所